

広島県人的資本経営促進課キントーン支援業務仕様書

1 委託業務名

広島県人的資本経営促進課キントーン支援業務（以下、「本業務」という。）

2 委託業務の目的

広島県人的資本経営促進課（以下、「当課」という。）では、県内企業等の人的資本経営を促進するため、県内企業等にアプローチ（訪問、Web、電話、メール等）し、取組状況のヒアリングや県事業の情報提供を行っている。

本業務では、アプローチした企業の情報を蓄積する kintone を活用した、職員の業務効率化に寄与するアプリケーションの内製の指導・助言及び、開発に係る操作指導を行う。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 使用するサービス

サイボウズ株式会社提供「kintone」

5 業務内容

（1）アプリケーションの内製化に関する支援

プラグイン及びAPIを利用するアプリケーションについて、業務内容を把握し、改善及び新たな運用の提案を行ったうえで、職員による、内製及び運用に係る指導助言を行う。

※ 公募型プロポーザルでは、指導・助言に関する方法及び回数等を提案すること。

（2）アプリケーションの開発に関する支援

職員のアプリの開発に係る操作指導を行うこと。

※ 公募型プロポーザルでは、操作指導に関する方法及び回数等を提案すること。

6 業務従事者要件

（1）本業務に従事する者は、過去に地方公共団体において「kintone」を利用したアプリケーションの内製化支援及び指導等の実務経験を有すること。

（2）この業務にあたり次の資格のいずれかを有するメンバーの参加を必須とする。

また、受託者は以下の資格を有する者を、社員として在職保有していること。

- ・アプリデザインスペシャリスト
- ・カスタマイズスペシャリスト
- ・カイゼンマネジメントエキスパート
- ・システムデザインエキスパート

7 留意事項

本業務において、プラグインを購入する費用は含まないものとし、導入の必要がある場合は

別途契約を行うものとする。

8 業務の実績報告

受託者は、委託期間終了後 10 日以内に任意の様式により「実績報告書」を提出すること。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報保護に関する法律等の各種関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に際して県と十分に協議を行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、本業務により知り得た県及び企業情報を適切に管理するとともに、契約目的外の利用や第三者への提供を行ってはならない。
- (4) 県は、本業務の実施過程において、本仕様書記載の事項に変更が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る必要がある。この場合、受託者は委託料の範囲において、仕様書の変更可能な限り応じること。
- (5) その他、本仕様書の定める事項に疑義が生じた場合、または、この仕様書に定めのない事項については県と協議により定めるものとする。